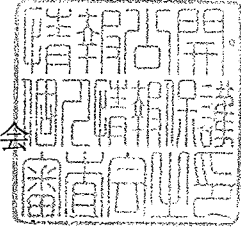


特定非営利活動法人情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

情報公開・個人情報保護審査会



理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について(通知)

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁より提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めましたので、通知します。

記

1 諮問事件

- (1) 諮問番号：平成27年(行情)諮問第775号
事件名：特定日に開催された「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の議事録の不開示決定(不存在)に関する件
- (2) 諮問番号：平成27年(行情)諮問第776号
事件名：特定日に開催された「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の録音データの不開示決定(不存在)に関する件
- (3) 諮問番号：平成27年(行情)諮問第777号
事件名：特定日に開催された「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の配布資料の一部開示決定に関する件
- (4) 諮問番号：平成27年(行情)諮問第778号
事件名：特定日に開催された「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の録音データの不開示決定(不存在)に関する件
- (5) 諮問番号：平成27年(行情)諮問第779号
事件名：特定日に開催された「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の議事録の不開示決定(不存在)に関する件
- (6) 諮問番号：平成27年(行情)諮問第780号
事件名：特定日に開催された「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の配布資料の一部開示決定に関する件

2 意見書又は資料の提出期限

① 提出期限

平成28年2月2日(火)

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を，持参するか，郵送又はファクシミリで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また，提出された意見書又は資料は，情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき閲覧に供することがあり得ますので，その適否についてあなたのお考えを，別紙「提供する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し，意見書又は資料に添付してください。

なお，別紙について，諮問庁の閲覧に供することにつき「差支えがない」旨の回答があった意見書又は資料については，調査審議の効率化，争点の明確化等の観点から，特段の事情がない限り，諮問庁に対し，その写しを送付することとしますので，ご了承願います。

連絡先：内閣府情報公開・個人情報保護審査会事務局
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39
永田町合同庁舎5階
電話 03-5501-1812 FAX 03-3502-0035

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏名) _____

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問庁の閲覧に供することは、

差支えない

適当ではない

(適当ではない理由)

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏名) _____

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問庁の閲覧に供することは、

差支えない

適當ではない

(適當ではない理由)

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏名) _____

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問庁の閲覧に供することは、

差支えない

適當ではない

(適當ではない理由)

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏名) _____

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問庁の閲覧に供することは、

差支えない

適當ではない

(適當ではない理由)

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏名) _____

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問庁の閲覧に供することは、

差支えない

適當ではない

(適當ではない理由)

Large empty box for providing reasons if the response is not appropriate.

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏名) _____

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問庁の閲覧に供することは、

差支えない

適当ではない

(適当ではない理由)

諮問庁：防衛大臣

理 由 説 明 書

1 経緯

本件開示請求は「平成26年12月18日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の議事録」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書を作成又は保有していなかったことから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、平成27年3月23日付け防官文第4861号により文書不存在による不開示決定処分（以下「原処分」という。）を行ったところ、原処分に対し同年5月21日付けで異議申立てが提起されたものである。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「議事録を作成していないのは公文書管理法1条の趣旨ならびに防衛省行政文書管理規則11条に反しており、不存在はありえず不適法であり、行政文書の管理に関するガイドラインにも反している。」と主張して原処分の取消しを求めるが、同検討会においては、陪席していた防衛省担当者が聞き取った会議の要点メモをもとに議事概要を作成し、防衛省のホームページに掲載しているが、詳細な発言内容・発言者までを記載した議事録は作成していないことから、文書不存在により不開示とする原処分を行ったものである。

なお、「防衛省の主要な会議における議事録等の作成等についての対処方針」においては、「会議の特性に照らし特に発言者の発言を正確に記録する必要がある会議については議事録を、これら以外の会議については議事要旨を作成することとする。」とされているところ、当該検討会については、「特に発言者の発言を正確に記録する必要がある会議」には当たらないことから、議事要旨のみを作成しているものであり、法令及びガイドラインに反するものではない。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

諮問庁：防衛大臣

理 由 説 明 書

1 経緯

本件開示請求は「平成26年12月18日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の録音」の開示を求めるものであるが、当該検討会の議事内容については録音していないことから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、平成27年3月23日付け防官文第4862号により文書不存在による不開示決定処分（以下「原処分」という。）を行ったところ、原処分に対し同年5月21日付けで異議申立てが提起されたものである。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「防衛省の担当者は少なくとも「議事概要」を作成しており、それを確認するために録音していないとするのは大変不自然である。」と主張し、原処分の取消しを求めるが、当該検討会の議事概要は、検討会に陪席していた防衛省担当者が聞き取った会議の要点メモをもとに作成したものであり、議事内容の録音は行っていない。また、防衛省が「ボイスレコーダーを一般競争入札で購入している」ことと、議事内容の録音の有無は何ら関連性はなく、外部業者への委託に関する主張についても異議申立人の憶測に基づくものであり、議事内容の録音を行っているとする根拠とはなり得ない。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

諮問庁：防衛大臣

理由説明書

1 経緯

本件開示請求は「平成26年12月18日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の配付資料（防衛省web掲載分を除く）」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として「第1回 防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会 議事次第」（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

本件対象文書については、その一部が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第5条第6号の不開示情報に該当することから、平成27年3月23日付け防官文第4863号により当該部分を不開示とする一部開示決定処分（以下「原処分」という。）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対して提起されたものである。

2 法第5条該当性について

本件対象文書中、資料4の事業者名については、検討会に参加することについて公にしないとの条件で任意に協力を依頼（依頼を検討）している事業者の名称であり、これを公にすることにより、当該事業者との信頼関係が損なわれ、将来における協力が得られなくなるなど、当該検討会における事務に支障を生じさせるおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため不開示とした。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、「検討会に参加することについて公にしないとの条件で任意に協力を依頼（依頼を検討）している事業者の名称は、法第5条第6号のイロハニホいずれにも当たらない。」と主張し、原処分の取消しを求めるが、国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業の情報を事項的に全て列挙することは困難であることから、法第5条第6号においては、イからホまで例示的に掲げた上で、これら以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」として包括的に規定しており、原処分において不開示とした情報は当該包括的部分に該当するものとして不開示としたものである。

よって異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

諮問庁：防衛大臣

理 由 説 明 書

1 経緯

本件開示請求は「平成27年2月25日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の録音」の開示を求めるものであるが、当該検討会の議事内容については録音していないことから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、平成27年5月13日付け防官文第7920号により文書不存在による不開示決定処分（以下「原処分」という。）を行ったところ、原処分に対し同年5月21日付けで異議申立てが提起されたものである。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「防衛省の担当者は少なくとも「議事概要」を作成しており、それを確認するために録音していないとするのは大変不自然である。」と主張し、原処分の取消しを求めるが、当該検討会の議事概要は、検討会に陪席していた防衛省担当者が聞き取った会議の要点メモをもとに作成したものであり、議事内容の録音は行っていない。また、防衛省が「ボイスレコーダーを一般競争入札で購入している」ことと、議事内容の録音の有無は何ら関連性はなく、外部業者への委託に関する主張についても異議申立人の憶測に基づくものであり、議事内容の録音を行っているとする根拠とはなり得ない。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

諮問庁：防衛大臣

理由説明書

1 経緯

本件開示請求は「平成27年2月25日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の議事録」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書は作成していなかったことから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、平成27年5月13日付け防官文第7921号により文書不存在による不開示決定処分（以下「原処分」という。）を行ったところ、原処分に対し同年5月21日付けで異議申立てが提起されたものである。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「議事録を作成していないのは公文書管理法1条の趣旨ならびに防衛省行政文書管理規則11条に反しており、不存在はありえず不適法であり、行政文書の管理に関するガイドラインにも反している。」と主張して原処分の取消しを求めるが、同検討会においては、陪席していた防衛省担当者が聞き取った会議の要点メモをもとに議事概要を作成し、防衛省のホームページに掲載しているが、詳細な発言内容・発言者までを記載した議事録は作成していないことから、文書不存在により不開示とする原処分を行ったものである。

なお、「防衛省の主要な会議における議事録等の作成等についての対処方針」においては、「会議の特性に照らし特に発言者の発言を正確に記録する必要がある会議については議事録を、これら以外の会議については議事要旨を作成することとする。」とされているところ、当該検討会については、「特に発言者の発言を正確に記録する必要がある会議」には当たらないことから、議事要旨のみを作成しているものであり、法令及びガイドラインに反するものではない。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

諮問庁：防衛大臣

理 由 説 明 書

1 経緯

本件開示請求は「平成 27 年 2 月 25 日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の配付資料（防衛省web掲載分を除く）」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として「第 2 回 防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会 議事次第」及び「第 2 回 防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会 配席図」（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

本件対象文書については、その一部が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 5 条第 6 号の不開示情報に該当することから、平成 27 年 5 月 13 日付け防官文第 7922 号により当該部分を不開示とする一部開示決定処分（以下「原処分」という。）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対して提起されたものである。

2 法第 5 条該当性について

本件対象文書のうち、「第 2 回 防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会 議事次第」中、資料 2 の事業者名については、検討会に参加することについて公にしないとの条件で任意に協力を依頼（依頼を検討）している事業者の名称であり、これを公にすることにより、当該事業者との信頼関係が損なわれ、将来における協力が得られなくなるなど、当該検討会における事務に支障を生じさせるおそれがあることから、法第 5 条第 6 号に該当するため不開示とした。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、「検討会に参加することについて公にしないとの条件で任意に協力を依頼（依頼を検討）している事業者の名称は、法第 5 条第 6 号のイロハニホいずれにも当たらない。」と主張し、原処分の取消しを求めるが、国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業の情報を事後的に全て列挙することは困難であることから、法第 5 条第 6 号においては、イからホまで例示的に掲げた上で、これら以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」として包括的に規定しており、原処分において不開示とした情報は当該包括的部分に該当するものとして不開示としたものである。

よって異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。